

市谷議員 要望項目一覧

令和8年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【戦争のない社会のために】</p> <p>(1) アメリカとイスラエルによる体制転換を求めたイランへの先制攻撃は、国連憲章・国際法違反である。攻撃開始から2か月が経ち、戦死者の広がりや、ホルムズ海峡の事実上の封鎖により、原油や石油由来の製品などの納入が滞り、それに伴う物資の不足や物価高があらゆる分野に悪影響を与えている。この状況を解消するためにも、アメリカ・イスラエルに対して、まずはイラン攻撃を止め、それを土台に外交交渉をするように伝えるよう、政府に要望すること。</p>	<p>外交については、国の専権事項であり、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>(2) 憲法改正について、高市総理が4月の自民党大会で、「時が来た」「改正の発議にメドが立ったと言える状態で来年の党大会を迎えたい」と述べた。本来、憲法を遵守すべき総理大臣が、憲法を変えると主張すること自体大問題であり、平和主義、国民主権、基本的人権を柱とし、戦争せず、国民の権利を保障してきた日本国憲法が危機的な状況にある。</p> <p>また鳥取県・平井知事も、時事通信のアンケートに対し、「憲法改正はどちらかと言うと必要」と回答し、「どちらかと言うと9条改正が必要」、「地方自治（の記述）の改正が必要」、「参議院の合区解消のため改正が必要」との旨を回答している。「自衛隊の明記」という9条改正は、ただ自衛隊を書き込むだけでなく、自衛隊を専守防衛から戦争する部隊へと変質させ、戦争する国へと変えてしまうことである。また、「地方自治」や「合区問題」は、憲法に間違いがあるのではなく、法律や制度を改善し、憲法の精神を全うすることが必要な事項である。いまのまま改憲を主張すれば、平井知事は自民党の憲法改正に手を貸すことになりかねない。改憲を主張し、それを煽るのではなく、本来憲法遵守義務がある知事の立場をわきまえ、平井知事は、まずは、憲法遵守の立場を明確にすること。</p>	<p>憲法そのものに改正についての規定が置かれている以上、公務員たる知事が憲法改正に関する主張、議論を行ったとしても、それだけで直ちに憲法尊重擁護義務違反となるものではない。憲法改正については、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものとなっており、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論が行われるべきものと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 「国家情報会議」設置法案が衆議院を通過し、参議院で審議入りした。同法案は、「スパイ活動」を取り締まる司令塔として「国家情報会議」「国家情報局」を設置するものだが、官邸の意向を直接、情報機関に伝えて情報集約を強化するとしており、次の危険性がある。①「安保3文書」にある敵基地攻撃能力を実施するため、日米共同で情報収集・共有するという「戦争国家づくり」の一環であること。②高市総理が「政府の政策に反対するデモの参加者が監視対象になることは想定しがたい」と答弁したが、過去の自衛隊情報保全隊や警察による市民監視事件への謝罪や反省がなく、第三者チェック機関もなく、市民活動が監視対象になる危険性があること。③以上のことから、時の政権による世論誘導や政界工作が拡大する懸念があること。こうした危険性を鑑みれば、行きつくところ、戦前の思想を取り締まり、戦争に突き進んでいった治安維持法のようになりかねない。参議院で慎重審議のうえ、廃案にするよう国に求めること。</p>	<p>「国家情報会議設置法案」は安全保障の確保等に関し、内閣に調査審議機関を設置すること等について定めるものであると承知しているが、外交及び安全保障に関する事項は、国の専権事項であり、国会及び政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>(4) 核兵器問題を巡って実施されているNPT再検討会議は、過去2回の会議では「成果文書」が見送られてきたが、この度は、「核兵器保有国に対し核軍縮の交渉を義務づける」条約第6条の履行を含む「成果文書」が提出される見通しが出てきた。イラン攻撃が発生した中、核軍縮・核兵器廃絶を求める世論が更に広がっていることが窺える。ところが、唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず、高市総理は非核三原則の「持ち込まず」は邪魔として、国是である非核三原則を改定しようとしている。「非核三原則の堅持」と、国連「核兵器禁止条約」への参加を、政府に求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会及び政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 県が集約している「(米軍機) ジェット機等による低空飛行の目撃報告」によると、目撃機数は2020年度以来、毎年度50機を超えて高止まり、2025年度は目撃件数21件のうち16件・76%が2機以上の編隊飛行で、最大7機もの同時飛行や、夜間21時25分の飛行もあるなど、県民生活への妨害が酷くなっている。県が目撃情報の度に防衛省や外務省に苦情を申し立て、毎年国要望もを行っているが、改善されていない。米国に対し、米軍機の低空飛行について「住民への配慮」ではなく「中止」を求めるよう要請すること。また、鳥取県への騒音測定器の設置スケジュールを明らかにするよう国に求め、明らかにしなければ、鳥取県として騒音測定器を設置すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、これまでも国に対して、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置を求めるとともに、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置し、実態を把握するよう継続して要望している。</p>
<p>(6) 3月5日、陸上自衛隊員71名が「徒步行進訓練」と称して、銃剣・小銃等を装備して、日南町・日野町・江府町の役場を含めた町中を行進した。こうした行進が繰り返されているが、住民から見ると戦争を思わせる異様な光景で、恐ろしいとの声が出ている。なぜ、わざわざ町中を行進するのか理由の回答と、中止を求めること。</p>	<p>今回の徒步行進訓練は、年間の教育訓練計画に基づき、各町の下承及び警察の道路使用許可を受けて実施したものと聞いている。</p>
<p>(7) 県内市町村が、学校等の卒業の学齢15歳、18歳、22歳の若者の住民基本台帳の名簿を、本人に無断で自衛隊の依頼に応じて提供しているが、プライバシーの侵害、個人情報保護違反である。自衛隊に名簿提供の依頼を中止するよう求めること。市町村には、本人の了解なき名簿提供を止めることや、日南町のように「除外申請」の仕組みをつくるよう働きかけること。</p>	<p>自衛官募集等に関する資料提出等の依頼は、自衛隊法等に基づき自衛隊から市町村に行われているものであり、市町村は個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものとして、除外申請も含め自らの判断により提供している。</p> <p>引き続き、法令に基づき市町村等と連携して自衛官募集事務の目的を適正に達成できるよう事務を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8) 航空自衛隊美保基地で発生した令和7年度下半期の航空機部品等落下は、3件(T400、KC767、C2)であった。いずれも約1～14gのネジやその付属品であるが、KC767やC2は飛行前後の点検が必ず実施されておらず、いつ、どこで部品落下したかがわからない。住民の頭上に落下している危険性もある。また、美保基地配備でないKC767が美保基地に立ち寄った理由は「言えない」とか、空中給油の場所は海上に限定されているはずだが、尋ねても「海上か陸上かは運用上言えない」とし、不審を招く美保基地の対応であった。何度県が再発防止を申し入れても、部品落下が繰り返されている。部品落下した機体の飛行中止、住民の頭上での飛行訓練は止めるよう求めること。</p>	<p>美保基地所属の航空機について、部品落下の報告等の都度、厳重に抗議した上で、機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行っている。</p> <p>また、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して国に要請していく。</p>
<p>【物価高騰や災害・熱中症から暮らしを守る】</p> <p>(1) イラン攻撃を契機に、原油をはじめ物資の不足や物価高騰が加速しており、対策予算を編成すること。</p> <p>①「地域経済変動対策資金（令和8年度燃油高騰・円安枠）（融資枠30億円・年利1.63%）の3年間最大無利子化」の発動は良かった。しかし、賃上げ支援策については、物資が入手しにくい中、機材等の購入による生産性向上を前提とするのは現実的ではないため、賃上げ直接支援の仕組みに切り替えること。また、県制度融資に対する信用保証協会の代位弁済は、昨年度は件数23.3%増（329件）、総額24.2%増（31億円）で過去10年来最高と深刻である。代位弁済への県損失補填を放棄する条例を制定し、事業所の早期再建に力を尽くすこと。</p>	<p>県内企業の持続的な賃上げを実現するには、事業者が一時的給付に依存せず、自らの稼ぐ力を強化してその原資を確保できるように体質を転換していくことが必要である。</p> <p>中東情勢の悪化等、経済環境の変化を踏まえ、地域経済変動対策資金や中小事業者賃上げ応援資金などの資金繰り支援を充実させ、安心して生産性向上に取り組める環境を整えつつ、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金などにより、持続的に賃上げに対応できる経営力を高める支援策を丁寧に続け、引き続き小規模事業者等に寄り添った支援を進めていく。</p> <p>また、代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②コロナ禍の時のように、事業所、福祉施設、医療機関等への「応援金制度」を創設し、営業を直接支援すること。他職種より8万円も安い福祉職員の賃金に山形県のように助成をすること。</p>	<p>事業所に対しては、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金など、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援を進めていくこととしており、一時的な応援金の支給は考えていない。</p> <p>また、福祉施設、医療機関等に対しては、光熱費、燃料費等の物価高騰対策として応援金を令和8年度当初予算で措置しており、6月補正予算案においても引き続き応援金の支給を検討していることから、新たな応援金制度の創設は考えていない。</p> <p>本県においても、他職種で賃上げが進む中で、収入が原則公定価格で決まり、十分な賃上げの余地のない介護・障害福祉サービス事業所等に対して、処遇改善支援事業により、人件費改善を図っている。</p> <p>さらに、令和8年度報酬改定による処遇改善加算率の引上げや対象事業所が拡大されることに伴い加算取得要件が変更されることを踏まえ、相談窓口の設置や研修会を実施し、県内事業所の加算取得を支援していく。</p> <p>【令和7年度12月補正予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善支援事業 1, 102, 000千円 ・障がい福祉職員処遇改善支援事業 176, 985千円 <p>【令和8年度当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 966, 917千円 ・介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業 1, 620千円 <p>【6月補正予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 379, 795千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③重油、燃油、エンジンオイルに加え、石油由来の製品（溶剤、シンナー、接着剤、ビニールハウスのビニール、ゴム手袋）の調達に困難で、来月以降は調達の見通しが立たない等の声が出ている。また、住宅現場では、「トイレなど資材が整わず、住宅建築ができず仕事ができない」といった声や、医療機関や歯科では、「ゴム手袋必須だが品薄感があり、値段も2割、5割増しとなっているが、他に替えがきかない。紙エプロンが不足しサランラップを代わりに使っている。麻酔薬が入って来ない」などといった影響により、治療・命に直結する事態となっている。県として物資調達への協力、医療関係の県の備蓄品があれば放出も検討すること。</p>	<p>中東情勢の緊迫化に伴う県内における物資の供給状況等については、部局横断で対応するため設置した「中東情勢に伴う物資供給確保プロジェクトチーム」を設置し、継続的に情報収集するとともに、流通の目詰まり等を確認した場合は、随時国に情報提供し解消を図っている。国に対しては、燃油及び石油関連製品等の重要物資の供給確保や価格高騰等に係る地方の実情に応じた対策を講じるよう要望を行ったところであり、引き続き全国知事会等とも連携して要望していく。</p> <p>なお、令和8年5月18日から、国が備蓄をしている「医療用手袋」を「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を通じて全国の医科・歯科機関等へ販売を行う対策が始まったところであり、本県としても県内医療機関等への円滑な配布に結び付くよう周知を行っていく。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条の規定に基づいて県が備蓄している個人防護具は、感染症有事の初動期又は対応期に配布するものであることから、国（内閣府及び厚生労働省）より都道府県の判断による放出は差し控えるよう、見解が示されている。</p>
<p>④燃油高騰対策の「漁業経営セーフティネット構築事業」は、県内漁協の正組合員の52.9%の加入しかなく、補填はあっても実質負担額が増している。今後、燃油の供給が不十分となれば漁に出ることすら困難となり、収入が激減する可能性がある。燃油補助及び生活支援に踏み出すこと。</p>	<p>県内の水産業の経営に影響が生じることのないよう、燃油に加え、飼料及び石油由来の生産資材等を含め供給及び価格の安定に向け、万全を期すことなどについて、令和8年4月16日及び5月7日に国に要望を行ったところであり、県が直接燃料補助及び生活支援をすることは考えていない。</p>
<p>⑤農業の肥料や資材の高騰に対し、県が直接補填を講ずること。</p>	<p>中東情勢に伴う農業の肥料や資材の高騰対策については、国において供給及び価格の安定化に向け万全を期すよう、令和8年4月16日及び5月7日に国に要望を行ったところであり、県が直接補填をすることは考えていない。</p>
<p>(2) あらゆる物価を下げる特効薬「消費税5%減税」に踏み出し、複数税率を理由に持ち込まれ、免税業者にも消費税を課す「インボイス制度」は廃止するよう国に求めること。高市総理公約の食料品消費税ゼロを協議する予定であった国の「社会保障国民会議」では、消費税減税がとん挫しかけている。国会全体で消費税減税を財源も含め議論するよう求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。国において、インボイス制度への移行にあたって免税事業者税負担の軽減や発注者等への注意喚起による取引環境の整備等の支援を行っており、本県では、インボイス制度への移行により混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望している。</p> <p>消費税減税の検討については、消費税の大部分が社会保障費に充当されていること及び消費税収の約4割弱は地方分であり地方の基幹税となっていることを十分に踏まえ、丁寧に議論を進めるようこれまで国に要望しており、国会の議論を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 県の住民に対する物価高対策は、市町村が定める低所得世帯等に限定され、また市町村が実施しているプレミアム商品券は資力のある人しか買えない不公平な事業で、不評である。県独自に全世帯向けの直接支援を実施すること。(例えば5千円/世帯で、11億円、216億円の財政調整型基金残高の0.5%でできる。)</p>	<p>物価高騰による家計への影響は生活困窮世帯が大きいことから、県では家計負担激変緩和対策事業により、各市町村が把握している生活困窮者等への支援を市町村と協調して実施している。</p> <p>さらに、6月補正予算案において事業の延長を検討しており、全世帯への一律的な支援を実施することは考えていない。</p> <p>【令和8年度当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計負担激変緩和対策事業 152,000千円 <p>【6月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計負担激変緩和対策事業 92,000千円
<p>(4) 強風被害は、住宅被害10件(一部損壊)や非住家被害(公共施設48件、非公共施設16件)、倒木被害、農業用ハウスの一部損壊・被覆割れ、スイカの苗の痛みの発生が報告され、対策がとられている。しかし被害の中で、住宅被害は支援策がとられていないため、被災者住宅再建支援制度の発動要件を緩和し、一部損壊支援を発動すること。</p>	<p>令和8年4月4日からの暴風は、住宅被害が、鳥取県被災者住宅再建等支援制度の発動要件に達しなかったため、制度を発動していない。</p> <p>なお、被災者住宅再建等支援制度は、県及び市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して著しい住宅被害を受けた地域を維持・再生することを目的とした制度であり、一部損壊の住宅被害が10件の場合において発動するような制度の見直しは考えていない。</p>
<p>(5) 国内での熱中症死亡者数が令和3年の755人から令和6年は2160人と約3倍に増加し、県内はその間6人が死亡している。また全国的にも農作業中の死亡も23人から59人と2倍以上に広がり、高齢化している県内農家からも命の危険との声を聞く。</p> <p>①低所得・高齢・障がい者世帯に対し、市町村と連携しエアコン設置を補助すること。</p>	<p>県では、高齢者や農業者を中心に熱中症の発症が多いことを踏まえ、早い時期から暑熱順化や熱中症対策を呼びかけるため、令和8年4月にキャラバン隊を結成し、暑さに体を慣らす方法やこまめな休憩、水分補給、エアコンの適切な使用等を鳥取駅前等で直接的に広く周知しているところである。</p> <p>住宅へのエアコン設置については、生活保護制度において、保護開始時等に冷房器具の持ち合わせがなく、熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合にエアコンの設置が認められているところであり、その他の者への支援は、まずは住民の生活状況を把握する市町村において実施されるものと考えている。</p>
<p>②農家にも、熱中症判定の指標となる暑さ指数WBGT(湿球黒球温度)の測定器や判断の仕方の普及、機器導入の補助制度の創設など、自ら熱中症予防に取り組めるようにすること。また熱中症ジャンパーや自走式草刈り機等の熱中症対策用品の購入を補助すること。</p>	<p>県は、JAグループ等関係団体との連携のもと「農作業安全・農機具盗難防止協議会」を組織し、各種対策の周知徹底を図っているほか、農林水産省スマホアプリでの熱中症警戒アラートプッシュ通知機能の活用等、熱中症予防につながる有効な対策について農家が主体的に取り組めるように研修会等での紹介を行っている。こうした活動の継続展開が熱中症を予防する上で最も重要であり、今後も関係機関とともに啓発活動を実施していくことを重視しているため、用品購入支援等の新設は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【食料・農業政策の充実を】</p> <p>政府が今国会で、次のとおり食糧法の改定を進めようとしている。</p> <p>①「生産調整」の記述を削除し、水田活用直接支払交付金を廃止する。</p> <p>②「需要に応じた生産」を明記し、政府が水田政策から事実上撤退し、コメの過不足が生じても生産者の自己責任に押し付けようとしている。</p> <p>③政府備蓄米制度を解体し、民間備蓄とミニマムアクセス米で代替する。これらは、主食のコメの生産や価格の安定に対する責任を国が放棄するものである。コメ不足・米価高騰となった「令和のコメ騒動」を全く反省しておらず、農家の更なる減少、農地の衰退を招きかねない。食糧法改正に反対すること。そして、政府備蓄米の確保・出し入れで需給や価格を安定させ、市場価格との差額を補う所得補償制度を創設し、コメ生産と農地を守ること。水田活用交付金は継続し単価引き上げを求めること。</p>	<p>国は「令和のコメ騒動」を受け、米の安定供給を確保するため、多様化する米の流通実態の把握強化、備蓄制度の見直しなどを行った。現在、食糧法の改正が審議されていることから、県として、法改正後の米の需給及び価格の安定に対する効果を注視していく。</p> <p>また、令和8年4月に食料システム法が施行され、食品等の取引の適正化のための措置やフードGメンによる実行性の確保がなされていることから、県として所得補償制度の創設を求めることは行わない。</p> <p>水田活用直接支払交付金については、令和9年度以降の制度改正が予定されていることから、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするとともに、十分な予算を確保することを国に要望していく。</p>
<p>【社会保障の充実】</p> <p>(1) 精神障がい者の障害年金が非常ににくい状況がある。①障害年金は、発症日・初診日の確認（または第三者2名の証明）が必要だが、若いころ・学生の頃発症し、社会人生活を何年も送ってから申請する場合、初診日の確認（第三者の証言もひきこもり等になっているため）が得づらい。②発症日が学生（働いていない）の場合、20歳からの年金強制加入に対応しておらず、年金掛け金未納のため年金支給が認められない。③障害基礎年金には障害厚生年金にはある3級がなく、年金支給の対象となる精神疾患が狭くなっており、精神保健福祉手帳3級を持っていても、年金支給の対象になれない等である。現在、いくら年金掛け金を払っていても、特に精神障がいの場合は障害年金の対象になれないというのでは、「予測できない将来に備える生涯の保険」とする公的年金制度の根幹や信頼に関わる問題である。身体や知的と違って、精神障がいの場合は状態に波がありながら障がい（疾病）が継続するケースが多く、身体障がいや知的障がいと違って、「障がいの固定」の確認がしにくいいため、現在の障がいの実態に合わせて、障害年金が出る仕組みに改めるよう、国に求めること。</p>	<p>令和7年通常国会における国民年金法等の改正法案の成立の際、「障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと」等の附帯決議が採択されたことを踏まえ、今後の国における障害年金制度の見直しを注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 補聴器助成が、県内では町村段階（湯梨浜、大山、日吉津、北栄、三朝、岩美、琴浦、日野）から、境港市、倉吉市と市段階に広がり、都道府県段階でも、兵庫、岐阜、秋田、東京、山梨県へと広がっている。手話言語条例を全国一早く制定し、「聴こえ」の問題にいち早く取り組んできた鳥取県としても助成制度を創設すること。</p>	<p>加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性について、現在、国立長寿医療センターで検討が続けられているが、検討結果を早急に明らかにするとともに、聞こえにくくなることによるコミュニケーションの困難さにより社会的な孤立にもつながる恐れがあることから、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう要望しているところであり、県として独自の助成制度は考えていない。</p>
<p>(3) 国保料の均等割が、来年度から就学前から18歳までに拡大されることは大きな前進である。これを生かし、鳥取県として、更に補填し、全額無料となるようにすること。</p>	<p>子どもの均等割の軽減措置については、子育て世帯の負担軽減の観点から法令に基づき軽減措置が実施されており、軽減割合の拡大などについて、国に対して本県や全国知事会から要望している。</p>
<p>【一人一人の学びや人権が大切にされる教育を】 (1) 「県立高校教育改革」の一環で、国の「ネクストハイスクール構想」に基づく国基金を活用した産業人材育成メニューが実施されようとしている。この改革の率先拠点校として、鳥取西高校、鳥取工業高校、倉吉農業高校、境港総合技術高校が挙げられているが、産業界からの要請が中心となり、本来の教育の目的であるべき生徒の人格形成が中心とならなくなることに、私は懸念を持っている。しかも、2月議会でその関連予算を含む当初予算が成立した直後に、「県立高校の高専化」、「県立高専の設置」という、2月議会で全く議論がなかったことが、突如、知事の記者会見で表明され、大変驚き、知事のこうしたトップダウンの進め方に大変疑問を感じる。特に今回の「県立高校の高専化」は、「産業人材」、「地域を支える人材」の育成を目的としているが、生徒の側から見れば、中学校卒業・高校入試段階で自分の進路を決めることは難しく、農業や工業がやりたいから実業系の高校を選択しているというよりも、高校入試の点数や内申点で振り分けられ、高校入学後に進路を考えているのが実情であり、「高校」ではなく「高専」となれば、入学のハードルが上がり、むしろ行き場を失う生徒が増え、逆に、県立高校に進学する県内生徒が減るのではないかと懸念する。県立高校の役割とは何か、「産業界の要請」や「産業人材の育成」が目的ではなく、生徒の人格完成とそのための学びの保障の場としてとらえなおし、学びの主人公である中学生や高校生、保護者、学校の教員等の意見をよく聞いて、何が子どもたちの成長に求められているのかを改めて整理し、「高校の魅力化」をすすめること。また、進路選択の幅を広げやすい普通科を増やすこと。</p>	<p>鳥取県教育委員会では、人口減少下及び多様化する生徒の学習ニーズに対応するため、高校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した基本方針（令和8年度～令和17年度）を令和6年3月16日に策定し、令和7年3月15日には、基本方針の内容を具体化・明確化するための基本計画＜前期＞（令和8年度～令和12年度）を策定した。</p> <p>国からは、2040年の産業構造の変化に対応した人材育成を行うことを目的とし、令和8年度中に、N-E. X. T. ハイスクール構想を実現するための都道府県実行計画の策定を求められており、今後、これまでに県が策定した基本方針や基本計画の趣旨に基づき実行計画を策定するとともに、社会情勢や国・県の施策等に大きな変更が生じた場合は、柔軟に対応していく。</p> <p>県立高専の設置については、高校教育改革推進コンソーシアム内に「県立高専特別検討部会」を設置し、産業界等の意見を聞きながら年内を目途に方向性を検討する。</p> <p>高校の魅力化については、N-E. X. T. ハイスクール構想に基づき、社会の変化や県民や地元産業界のニーズ、多様化する生徒の意向や目的を大切に、実行計画策定を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 1月22日付日本海新聞に公立高校で「定員内不合格」の記事があり、東京はゼロだが、鳥取県は一昨年51人、昨年84人で全国で6番目に多い。少子化や公立高校存続の危機を叫びながら、定員があるのに希望する生徒を落とすのはひどいことである。15の春を泣かしてはならない。「学ぶ意欲のある生徒に学びの場の確保を」と文科省も通知文を出しており、希望者全員の入学を認めること。また新聞には、重度障がいの生徒が、東京に転居し都立高校に合格し、入試では介助者等合理的配慮を受け、合格後は専用部屋やトイレを改修し、校長先生は「学び方も多様化し、受入れで学校も良い変化があるだろう」としている。特別支援学校は単一の障がいでは入学できず、一方県立高校の障がいへの通級指導教室は24校中6校だけとなっている。(緑風高校、智頭農林高校、倉吉総合産業高校、米子西高校、白鳳高校、日野高校)。入試で排除するのではなく県立高校を希望する多様な生徒を受け入れる環境を整備すること。</p>	<p>高等学校の入学選抜では、学校や学科などの特色を踏まえ、その学校で学ぶために必要な能力や適性、意欲を適切に判断し、可否を決定しており、選抜の結果、定員内であっても不合格となる場合はある。</p> <p>引き続き、学ぶ意欲のある生徒に対して学びの場を保障することを前提として、適切に可否の判断を行うよう各高等学校を指導するとともに、他県の取扱いや現場の実態を踏まえ、必要に応じて今後のあり方を検討していく。</p> <p>特別な教育的支援を必要とする生徒に対する合理的配慮については、高等学校入学選抜時、入学後、それぞれの段階において個々の生徒の事情を把握し、必要に応じてエレベーターや多目的トイレの設置・改修など、個別に対応している。</p> <p>通級指導教室については、令和8年度から西部地区で巡回型通級指導教室を開始するなど充実に努めているが、東部地区、中部地区でも、巡回型通級指導の調査研究を進め、令和9年度に開始する予定である。</p> <p>引き続き、通級指導教室を実施するための定数配置等を国に対して要望するなど、様々な教育ニーズに対応できる環境整備を検討していく。</p>
<p>(3) 一部の県立高校で行われている新入生の応援練習は、応援団による命令口調や威圧的な態度が今も続けられており、学校がお墨付きを与えた「いじめ」「体罰」とも言える人権侵害である。埼玉県では応援練習がきっかけで不登校になった例もある。県立高校での応援練習の実態を調査し、強圧的な応援練習は中止すること。</p>	<p>応援練習は、集団への所属感や連帯感を深める等、よりよい学校生活づくりのために、教育課程に位置付けて実施している教育活動であり、学校の伝統的行事の一つとして受け継がれているものでもある。しかし、社会の要請は時代とともに刻々と変化しており、その中で、応援練習をはじめ、伝統的行事をより良いものとして受け継ぐためには、そのあり方を定期的に点検し、改善を図っていく必要があると考える。応援練習を実施する際は練習時間や指導の方法などに配慮して実施するよう、各県立高等学校長に周知しており、引き続き、適切な取組となるよう指導していく。</p>
<p>【淀江産廃処分場計画について】 (1) 入札不調や不落となっているが、物価高騰の影響も踏まえ、建設は断念すること。</p>	<p>入札不調や不落の原因について、現在、(公財)鳥取県環境管理事業センターが関係業者に聞き取りを行う等、分析を行っており、その分析結果を踏まえて、発注方法を検討し、再度調達公告し、発注する予定と聞いている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員から聴取した意見の整理(令和6年11月)には、「施設設置及び維持管理等において留意すべき意見」として、①施設設置・埋立施工(5項目)、②維持管理・異常時の対応(8項目)、③管理運営マニュアル等への反映(10項目)、④データ収集・情報公開等(4項目)、⑤適正・健全な経理などの確保(2項目)の合計29項目の意見が付いた。その進捗状況を示すこと。また、地下水調査が行われたと新聞報道で見たが、PFAS検査の結果を示すこと。</p>	<p>令和6年11月18日の産業廃棄物処理施設設置許可の審査にあたって鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員から聴取した施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見については、今後、施設設置工事や埋立事業が進んでいく中で、その進捗に応じて、(公財)鳥取県環境管理事業センターによる対応及び取組状況を随時確認していくこととしている。</p> <p>また、PFASについては、環境基準や排水基準の対象項目ではないが、県としては、安全監視顧問のご意見も踏まえ、基準が設定されていない場合でも、処分場の稼働前までには、バックグラウンドとしてのPFASの調査を行い、水質の状況を把握しておく必要があると考えている。</p>
<p>【原発問題について】</p> <p>(1) 中国電力が、島根原発2号機の特別点検に向けたデータ採取に係る準備作業を行っていたところ、原子炉内に設置している燃料支持金具の1つが、設計上の仕様と異なり、通水穴の1つが30ミリと通常の半分しかないことが判明した。この間違っ燃料支持金具が設置された1995年以降の第6～17回運転サイクル期間中(現在第18回運転サイクル)、最小限界出力比が制限値1.25以上を満たさない、制限の逸脱状態で運転されていたことになる。中電の説明では、燃料の健全性に問題はなく、制限値の復帰を確認したというが、器具を取り換えたのか、どのように回復状態にしたのか、またなぜ再稼働に向けての点検や安全対策で見抜けなかったのか明らかにするよう求めること。いずれにしても、一旦原発を止めて、原因調査を進め、金具の総点検をすべきであると、厳しく県は中国電力に求めること。</p>	<p>当該運転上の制限(LCO)の逸脱については、令和8年4月30日に安全協定に基づく立入調査を行い、中国電力に対して、速やかな原因の究明と再発防止対策の徹底を申し入れている。</p>
<p>(2) 浜岡原発で起きた基準地震動のデータ不正問題を踏まえ、島根原発でも基準地震動のデータに不正がないか再点検すること。また、島根原発の敷地内で、中国電力が活断層でないとしてきたところに、M7の地震を起こす可能性がある新たな推定活断層(布部断層)があると、今年1月広島大学の研究チームが調査結果を発表した。この活断層は、今年1月のM6.2、最大深度5強を記録した鳥取・島根地震を引き起こした断層でもある。中国電力はこれまで、新たな知見があれば反映するとしてきた。布部断層が島根原発に与える影響を調査し、安全対策に反映すること。</p>	<p>中部電力浜岡原発における基準地震動の不正を踏まえ、中国電力は、今後の島根3号機の審査会合において、あらためて地震動評価の詳細及びそれに関する品質管理状況を説明することを公表している。</p> <p>また、布部断層については、島根原発2号機の新規制基準適合性審査において評価済みであり、新たな知見が示され、規制への反映が必要と判断された場合は躊躇なく規制に反映されることとなっている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 中国電力は、島根原発2号機でプルサーマル計画を実施しようとしているが、現在、中国電力がないとしてきた新たな活断層の発見や、器具の取り違えによる出力制限の逸脱、基準地震動データへの不審など問題山積である。まずは、上記の問題の解決に当たることが優先であり、プルサーマル計画は中断・白紙とするよう中国電力に求めること。</p>	<p>島根原発2号機に係るプルサーマル計画について、県は安全協定に基づく協議を求めているが、現状中国電力から本県に対し何ら協議がないため、議論する段階にない。</p>
<p>【行政窓口の対応の改善】 県が管理する河川堤防に隣接する農家が、自走式草刈り機を走らせるためにも、河川堤防との境界杭を埋めさせてほしいと要望したところ、「できない」、「裁判になる」と言われた。しかし、その後調べると、河川法20条による承認を受けて、市民が境界杭を埋めることができ、またその手続方法も定められていることが分かった。こうした、本来ある手続を県民に知らせないで、「裁判になる」等と言って、県民を脅し、正当な要望を諦めさせるような対応は改めるべきである。今回のような対応は、氷山の一角ではないかと思う。全庁的に、対応の改善、県民に親切・丁寧に対応するよう徹底すること。</p>	<p>境界杭の撤去又は埋設について河川に隣接した土地所有者から要望があり、取り扱いを協議していく中で誤解や行き違いがあったが、その後、河川法第20条（河川管理者以外の者の施行する工事等）の許可（令和8年4月27日）を行い、要望者により境界杭の埋設が行われた。（令和8年4月28日着手・完了） これまでも県民からの要望等に対しては、真摯に受け止め、誠実な対応を行うとともに、接遇の向上を図ってきたところであり、引き続き徹底を図っていく。</p>